農山漁村生活体験に係る実施方針

宮崎県農政水産部地域農業推進課平成24年3月19日

第1 趣旨

近年、都市と農山漁村の交流を通じて農林水産業や地域の活性化を図ろうとする気運が 醸成されつつある中で、本県における都市と農山漁村の交流を発展的、継続的に進めてい くためには、旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)の営業許可を取得して行 う「農林漁業体験民宿」を核とした受入体制を整備していくことが重要である。

一方、学校教育の一環や都市と農山漁村の相互理解を深める取組において、農山漁村地域での体験や宿泊に対する需要が高まっていることから、営利を目的とせず宿泊料を徴収しない「農山漁村生活体験」の受入れについても一定の要件を設け実施することが期待されている。

このような状況を踏まえ、本方針は、旅館業法に基づく営業許可を取得していない農林 漁家等が、教育旅行等において市町村等を通じた農山漁村生活体験の提供を行う場合にお ける取扱を明確化するとともに、受入体制の質の向上と、農山漁村生活体験を希望する者 (以下「体験希望者」という。)の安全を確保し、もって農林水産業の振興と地域の活性 化を図ることを目的として策定するものとする。

第2 定義

この方針において使用する用語の定義は、次のとおりである。

用語	定義
農山漁村生活	農山漁村地域において、農林漁業を体験し、そこに生活する農林漁
体験	業者と日常活動を共にする、宿泊・滞在体験をいう。
農林漁家等	農山漁村生活体験の機会を確保・提供でき、市町村等に属している
	ものをいう。
市町村等	次のいずれかに該当するものをいう。
	①市町村
	②市町村が主たる構成員となっている団体
	③市町村が主たる構成員若しくは出資者となっている又は基本財産の
	過半を拠出している法人で、地域振興又は農林漁業の振興を目的と
	している団体
	④市町村が関与して定めた地域振興又は農林漁業の振興に関する方針
	・計画等に沿って農山漁村生活体験を提供する団体

第3 農林漁家等の提供行為等の範囲

農林漁家等が体験希望者に対して農山漁村生活体験を提供する行為等は次の範囲のものとする。

- 1 農山漁村生活体験の受入れ及び指導に関する行為。
- 2 農山漁村生活体験のための食事等の指導に関する行為。

なお、食事は必ず農林漁家等と体験希望者による共同調理又は体験希望者による自 炊とし、農林漁家等が調理したものを提供しないこと。

3 1回の受入れにおける1農林漁家等あたりの人数はおおむね5人以内とするが、農 林漁家等が提供する指導内容により、体験希望者の安全が十分に確保できるものにつ いてはこの限りでない。

第4 市町村等の役割

市町村等は、農林漁家等の受入れが円滑に行われるよう、また、受入れの状況等を把握するために次のことを行うものとする。

- 1 農山漁村生活体験受入れに伴う契約業務及び日程等の調整。
- 2 農林漁家等の加入登録、登録一覧表(様式第1号)及び実施内容の実績書(様式第 2号)を作成・保管。なお、関係機関からその提出を求められた場合は、速やかに応 じるものとする。
- 3 体験指導の対価の額の設定、体験希望者から体験料の受領及び農林漁家等への支払。
- 4 安全と衛生の確保のため、農林漁家等に対する年1回以上の講習会等の開催。
- 5 地域内における関係者(宿泊業者等)との調整。
- 6 本方針に基づき実施した農林漁家等に対して、将来的に旅館業法に基づく営業許可 の取得に向けた指導。

第5 安全確保及び事故等への対応

- 1 農林漁家等は、受入れの実施に当たり、火災報知器、消火器等の消防用設備を設置し、屋内でのけがなどに対応するため、応急処置用の救急箱を備え付けるものとする。 また、宿泊に供することのできる部屋は、外部に向けた窓が設置されているなど、 安全が十分に確保できる部屋に限るものとし、体験希望者に対して必ず避難口等の案 内を事前に行うものとする。
- 2 市町村等及び農林漁家等は、事故等の発生に備えて安全対策を講ずるとともに、緊 急の連絡体制の整備や傷害保険等への加入など、事故発生時の対応に万全を期するも のとする。

万が一、事故が発生した場合は、あらかじめ定めた安全対策等に沿って迅速・的確な処置を取るとともに、事故後速やかに関係機関に報告するものとする。

また、事故発生の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

第6 体験指導の対価等

- 1 体験指導の対価は、市町村等が体験指導内容及び時間を考慮して定め、その基準は 次に掲げるところによる。
 - (1) 農山漁村生活体験の対価に含むことができるもの 消耗品費、人件費、収穫農産物等の価格、体験指導にかかる諸経費、食事にかか る食材費

(人件費は、農林漁業体験及び調理・食事等の指導に係る人件費とする。)

(2) 農山漁村生活体験の対価に含むことができないもの 宿泊のための経費、体験希望者の送迎に要する経費 (寝具賃借料・クリーニング代、光熱水費、室内清掃費) 2 前記1の対価のやりとりは、体験希望者と市町村等、市町村等と農林漁家等とがそれぞれ行うものとし、体験希望者と農林漁家等との直接的な金銭の授受は行わないものとする。

第7 その他

1 市町村等及び農林漁家等は、個人情報保護法等関係法令に基づき、体験希望者から得られた個人情報の管理を徹底するものとする。

附則

この方針は、平成24年4月1日から施行する。